鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十七号

内閣は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を制定する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年五月二十九日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　西川　公也
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

省　令

○厚生労働省令第百二十八号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び同法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令

薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第三十六条の改正規定中「の医薬品等外国製造業者」を「医薬品等外国製造業者」に改め、同令第三章中第百十五条の前に一節及び節名を加える改正規定（第百十四条の三十三に係る部分に限る。）中「又は次項」を「及び次項」に改め、「医療機器等承認取得者」の下に「又は医療機器等認証取得者」を加え、「又は第二項」を「若しくは第二項又は法第二十三条の三の二第一項若しくは第二項」に改め、同令第百十八条の改正規定

「

第百十四条の三十三第一項第五号	承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品について、	当該承認
	認証に係る医療機器又は体外診断用医薬品について、	当該認証

」を

「

第百十四条の三十三第一項第五号	承認	当該承認
	認証	当該認証

」に改め、同令第二百六十五条第一項各号列記以外の部分の改正規定中「医薬品等」を「医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下この条において同じ。）、医薬部外品又は化粧品」を「医薬品等を輸出するために製造し、又は輸入しようとする者」を「医薬品等輸出業者」に改め、同項第二号及び第三号中「当該製造し、又は輸入しようとする者」を「当該医薬品等輸出業者」に改め、同項第六号の改正規定中「医薬品等」を「製造し、又は輸入しようとする医薬品等」に、「医薬品、医薬部外品又は化粧品」を「製造等（法第二条第十三項に規定する製造等をいう。以下同じ。）をし、又は輸入をしようとする医薬品（体外診断用医薬品を除く。以下この条において同じ。）、医薬部外品又は化粧品」に、「当該医薬品等」を「当該医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同令第二百六十五条の次に二条を加える改正規定（第二百六十五条の二に係る部分に限る。）中「医療機器又は体外診断用医薬品を輸出するために製造し、又は輸入しようとする者」を「医療機器等輸出業者」に、「当該製造し、又は輸入しようとする者」を「当該医療機器等輸出業者」に、「製造し、又は輸入しようとする医療機器」を「製造等をし、又は輸入をしようとする医療機器」に改め、同改正規定（第二百六十五条の三に係る部分に限る。）中「再生医療等製品を輸出するために製造し、又は輸入しようとする者」を「再生医療等製品輸出業者」に、「当該製造し、又は輸入しようとする者」を「当該再生医療等製品輸出業者」に、「製造し、又は輸入しようとする再生医療等製品」を「製造等をし、又は輸入をしようとする再生医療等製品」に改め、同令第二百七十五条の次に三条を加える改正規定（第二百七十五条の三に係る部分に限る。）中「並びに第二号イ及びロ並びに第三号」を「、第二号イ及びロ並びに第三号」に改め、同令第二百八十四条の改正規定中「

第百三十七条の四十九第二項	様式第七十五

」を

「

第百三十七条の四十九第二項	様式第
第百三十七条の五十二第一項	様式第
七十五の十五による届書	
七十五の十六による申請書	

」に改め、同令本則に一条を加える改正規定中「並びに第百三十七条の五十七第一項及び第三項、第二百六十五条第一項及び第三項、第二百六十五条の二第一項及び第三項並びに第二百六十五条の三第一項及び第三項」に改め、同令第二百五十二条の改正規定中「第二百五十二条中」の下に「第七十七条の二の四」を「第七十七条の五」に、」を加え、同令第二百二十条の次に二条を加える改正規定（第二百二十条の三に係る部分に限る。）中「及び第二百十八条」を「、第二百十八条及び第二百十八条の二（第二項第二号を除く。）」に、

「

第二百十八条	法第五十条から第五十二条まで
第二百十八条の二	法第五十条から第五十二条まで
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第一号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第二号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第三号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第四号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第五号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第六号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第七号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第八号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第九号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第十号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第十一号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第十二号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第十三号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第十四号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第十五号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第十六号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第十七号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第十八号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第十九号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第二十号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第二十一号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第二十二号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第二十三号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第二十四号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第二十五号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第二十六号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第二十七号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第二十八号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。

第二百十八条	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
第二百十八条の二	法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条
医薬品	法第五十二条第一項
法第五十二条第一項	法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品又は多数の
薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者	医薬部外品は販売業者

」を

「

第二百十八条
第二百十八条の二
医薬品
第六十条に第一項
多数の
医薬部外品

」に改め、同令第二百二十五条第一項第二十九号中「第二百十八条」を「第二百十八条、第二百十八条の二」に、「法第五十条から第五十二条まで」を「法第五十九条並びに法第六十条において準用する法第五十一条及び第五十二条」に改める。